

項 目

改 正 案

第 3 章
経過措置

前 2 章の規定にかかわらず、次の表の第 1 欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第 2 欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第 3 欄に掲げる患者について、同表の第 4 欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
区分番号 A 1 0 1 に掲げる療養病棟入院基本料のうち入院基本料 3 から 7 まで	平成 14 年 3 月 31 日において、平成 14 年厚生労働省告示（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）による改正前のこの告示（以下この表において「改正前の算定告示」という。）別表第二区分番号 A 1 0 1 に掲げる老人病棟入院基本料のうち入院基本料 3 から 7 までを算定する病棟を有する病院である保険医療機関	第 2 欄に掲げる病棟に入院している患者	平成 15 年 3 月 31 日までの間
区分番号 A 1 0 2 に掲げる特定機能病院入院基本料	特定機能病院である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に	平成 15 年 3 月 31 日までの間において別に厚生労働大臣が定める日

		入院している患者	までの間
区分番号A104に掲げる老人病棟入院基本料	平成14年3月31日において、改正前の算定告示別表第二区分番号A104に掲げる老人病棟入院基本料を算定する病棟を有する病院である保険医療機関	第2欄に掲げる病棟に入院している患者	平成15年8月31日までの間
区分番号A213に掲げる特別看護補助加算	平成14年3月31日において、改正前の算定告示別表第二区分番号A213に掲げる特別看護補助加算を算定する有床診療所である保険医療機関	第2欄に掲げる有床診療所に入院している患者（医科点数表の区分番号A217に掲げる特別看護補助加算の注1に規定する基準に該当する患者（注1に規定する基準による看護が行われるものに限る。）に限る。）	当分の間